

柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請について

柏崎刈羽原子力発電所における今後の設置変更許可申請，設計及び工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請を予定している案件は，現時点で以下のとおり。

申請案件		経過措置期限	申請状況／予定
設置変更許可	施設の変更 新設緊急時対策所の設置（6号及び7号炉） （5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの変更）	—	準備ができ次第申請
設計及び工事計画	新規制基準適合性（6号機）	—	2013年9月27日 （2023年9月4日補正）
	経過措置のある施設の設置	特定重大事故等対処施設の設置（7号機）	新規制基準適合性の設計 及び工事計画認可後5年 第1回：2023年1月30日 第2回：2023年7月6日 第3回：2024年1月16日
		所内常設直流電源設備（3系統目）の設置（7号機）	新規制基準適合性の設計 及び工事計画認可後5年
保安規定	新規制基準適合性（6号炉）【保安規定全般の変更】	—	準備ができ次第申請
	運転上の制限を逸脱した場合における要求される措置等の変更【第66条（重大事故等対処設備），第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）の変更】	—	2023年12月5日 （2024年1月19日補正）
	ホールディングス本社調達組織構成の見直しに伴う変更【第4条（保安に関する組織），第5条（保安に関する職務）の変更】 ※福島第二，東通についても変更予定。なお，福島第一 実施計画についても合わせて変更予定。	—	準備ができ次第申請
	柏崎刈羽原子力発電所タービン建屋屋上等の管理区域解除に伴う変更【添付4 管理区域図（第93条及び第94条関連）の変更】	—	準備ができ次第申請

今後申請を予定している案件のうち、保安規定「ホールディングス本社調達組織構成の見直しに伴う変更」及び「柏崎刈羽原子力発電所タービン建屋屋上等の管理区域解除に伴う変更」については、準備が整い次第、2案件合わせて申請を行う予定。現時点における申請の概要を以下に示す。

**【申請の概要】**

(1) ホールディングス本社調達組織構成の見直しに伴う変更

- ・ 調達に係る課題に対し、早期かつ一元的に対応できる体制を整えるため、原子力部門における2つの調達組織（原子力資材調達センター、廃炉資材調達センター）の機能を、新設する調達組織（調達部）に統合を行う。

(2) 柏崎刈羽原子力発電所タービン建屋屋上等の管理区域解除に伴う変更

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所1～5号炉に対し、プラントが長期停止期間中であることを踏まえ、停止期間において線量上昇等の可能性が無い一部の管理区域を解除する。併せて固体廃棄物貯蔵庫に対し、高線量ドラム缶の保管位置見直しを踏まえ、今後線量上昇等の可能性が無い一部の管理区域を解除する。

以 上